

令和5年度4月入学

横浜国立大学大学院環境情報学府

博士課程後期 国費外国人留学生特別選抜

第二次学生募集要項

<https://www.eis.ynu.ac.jp>

問い合わせ先

理工学系事務部環境系支援課環境情報学府係〔環境情報1号棟2階〕

住 所： 〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-7

電 話： 045-339-4425, 4426

E-mail： ses.daigakuin-env@ynu.ac.jp

時 間： 9時から12時45分まで
及び13時45分から17時まで

環境情報学府博士課程後期 専攻別問い合わせ教員一覧

専 攻	教育プログラム	氏 名	E-mailアドレス
人工環境専攻	安全環境工学	小林 剛	kobayashi-takeshi-bjアットynu.ac.jp
		白石 俊彦	shiraishi-toshihiko-fdアットynu.ac.jp
	環境学	藤井 麻樹子	fujii-makiko-jdアットynu.ac.jp
	社会環境	遠藤 聡	endo-akira-hxアットynu.ac.jp
自然環境専攻	生態学	鏡味 麻衣子	kagami-maiko-bdアットynu.ac.jp
	地球科学	山本 伸次	yamamoto-shinji-spアットynu.ac.jp
	環境学術	及川 敬貴	oikawa-hiroki-nmアットynu.ac.jp
情報環境専攻	情報学	白川 真一	shirakawa-shinichi-bgアットynu.ac.jp
	情報学術		
	数理科学	牛越 恵理佳	ushikoshi-erika-ngアットynu.ac.jp

※「アット」を「@」に変換してください。

目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
II	学生募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ

I はじめに

入学を希望する人は本冊子をよく読んで自分に必要とされる情報を正確に取得し、間違いのないように出願手続を行なってください。

[アドミッション・ポリシー]

環境情報学府（博士課程後期）は、人工環境、自然環境、情報環境に関するより高度な専門知識と技能を有するとともに、環境と情報に関してより総合的な広い視野を持ち、様々な分野の専門家の知見やステークホルダーにも配慮して、安心・安全な持続可能社会の構築に必要な課題を解決するにとどまらず、新たな社会的価値を生み出し、自らの分野を牽引して、イノベーション創出を実践することのできる人材の育成を目指す。よって次に示す人の入学を求める

環境情報学府が求める学生像：

- 自然環境と調和した持続的循環型社会の実現、急速に進展する情報技術を活用した新たなシステムの構築、安全で快適な社会の構築のためのイノベーションなど、21世紀の広範な課題に対応するための専門的知識と課題解決能力を身に付けようとする人
- 物質・材料、地球環境、情報科学、数理科学、システム工学、安全工学、人文社会科学などの領域で高度な専門知識を有するとともに、企業や官公庁、NPOなどのさまざまな場面で開発プロジェクトの一端を担える実践力を身に付けようとする人
- 異なる専門分野の人々から構成されるプロジェクトの中で、全体目標の中での自己や他者の担う役割を理解し貢献できる、俯瞰的視野を身に付けようとする人

[個人情報取り扱いについて]

志願者の入学試験成績及び出願書類等に記載された個人情報については、本学入学者選抜に係る用途の他、本人の申請に伴う福利厚生関係の資料及び本学における諸調査・研究にも利用することがあります。調査・研究結果を発表する場合は個人が特定できないように処理します。それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。

[安全保障輸出管理について]

横浜国立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「国立大学法人横浜国立大学 安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から外国人留学生の受入れについては厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に、指導教員予定者と相談するなど、出願にあたっては注意してください。なお、外国人留学生の方は入学時に「外国為替及び外国貿易法」を遵守する誓約書に署名の上、提出していただきます。

詳細については研究推進機構ホームページを参照してください。

<https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/start/security/>

II 学生募集要項

1. 募集人員

専攻	教育プログラム	募集人員
		令和5年度4月入学
人工環境専攻	安全環境工学プログラム	若干名
	環境学プログラム	
	社会環境プログラム	
自然環境専攻	生態学プログラム	若干名
	地球科学プログラム	
	環境学術プログラム	
情報環境専攻	情報学プログラム	若干名
	数理学プログラム	
	情報学術プログラム	

※事前に志望先の指導教員と相互確認の上、願書を提出してください。

志望先の指導教員が分からない場合には、本学府のウェブサイトに掲載の教育研究内容の概要を読むか、各専攻問い合わせ教員へお問い合わせください。

2. 出願資格

日本国政府（文部科学省）国費外国人留学生^[注1]のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び本学府入学の前までに修士の学位又は専門職学位を取得見込みの者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本学府入学の前までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本学府入学の前までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本学府入学の前までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び本学府入学の前までに授与される見込みの者
- (6) 大学卒業または外国において学校教育における16年の課程を修了後、または、学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された後、大学または研究所等で2年以上の研究歴を有し、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学府が認めた者^[注2, 3]
- (7) 本学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、本学府入学の前までに24歳に達するもの^[注2, 3]

[注1] 出願時に、日本国政府（文部科学省）奨学金を研究留学生として受給している者または奨学金の受給が決定している者としてします。

[注2] 出願資格（6）、（7）の対象となるものとは、上記（1）～（5）に該当しない者で本学府の個別の出願資格審査により、修士課程を修了した者と同等の学力があると認めた者で、本学府入学前までに24歳に達する者です。

[注3] 上記（6）、（7）によって出願を希望する者は、事前審査を行うことが必要です。

以下の①～④を、令和4年9月20日（火）から22日（木）までに環境情報学府係窓口（受付時間9時～12時45分及び13時45分～16時）に提出してください。郵送の場合は、同じページに掲載している「出願書類送付用ラベル」を任意の封筒（角形2号）に貼り付けて、一般書留、簡易書留または特定記録などの配達状況を確認できる郵便で送付してください（期間内必着）。ただし、日本国内の発信日が令和4年9月21日（水）の場合は、一般書留、簡易書留または特定記録のいずれかによる速達郵便にしてください。

- ①出願資格認定申請書（書式5）
- ②出願資格認定調書（書式6）
- ③研究業績調書（書式7）
- ④354円分切手を貼付した長形3号の封筒に郵便番号、住所（日本国内）、氏名を記入したもの

書式は以下の環境情報学府のウェブサイト「募集要項」のページに掲載しています。ダウンロード後、印刷して使用してください。印刷にあたっては、すべてA4サイズ・白色用紙に「片面印刷」とします。

https://www.eis.ynu.ac.jp/category04/entrance_requirements_list.html

審査結果については、令和4年10月14日（金）に返信用封筒で発送します。なお、発送後は、環境情報学府係にお問い合わせ頂ければお知らせします。受付時間は平日の9時～12時45分及び13時45分～17時です。

3. 出願期間

令和4年10月21日（金）から10月27日（木）まで
一般書留、簡易書留または特定記録などの配達状況を確認できる郵便

出願書類の受付は郵送のみで、窓口受付は行いません。出願に必要な書式は環境情報学府のウェブサイト「募集要項」のページに掲載しています。ダウンロード後、印刷して使用してください。印刷にあたっては、すべてA4サイズ・白色用紙に「片面印刷」とします。書類を書き損じた場合は、誤った箇所にも二重線を引き、余白に正しい内容を記載してください。同じページに掲載している「出願書類送付用ラベル」を任意の封筒（角形2号）に貼り付けて、環境情報学府係へ郵送してください。受付期限後到着のものは受理しませんので、郵便事情等を十分考慮して早目に送付してください。ただし、出願期間を過ぎて到着した出願書類のうち、令和4年10月26日（水）までの発信局消印のあるものに限り受理します。

[注]土曜日、日曜日・休日は郵便業務を行わない郵便局があるので事前に確認してください。

なお、環境情報学府より日本国大使館推薦または大学推薦による「国費外国人留学生の受入内諾」を受けていて、まだ来日していない者の出願方法については、別途、志望先教員にお知らせします。

4. 出願手続

(1) 出願書類等

日本語又は英語以外の証明書については、和訳又は英訳を添付してください。

手書きで書類を作成の場合は黒又は青のボールペンを使用してください。

出願書類等	注 意 事 項	書式番号
入学願書 及び受験票	出願前3か月以内に撮影した写真（上半身のみ無帽のもの、縦4cm、横3cmの2枚）を貼ること。	1
最終学歴の修了 （見込）証明書	出身大学（在籍大学）作成の原本を提出すること。コピーは不可。 ただし、修了証書のコピーをもって代える場合は、必ず、修了証書原本を事前に受付窓口に提示すること。	—
最終学歴の 成績証明書	出身大学（在籍大学）の学長又は学部長（研究科長等）が作成の原本を提出すること。コピーは不可。日本語又は英語以外で作成された証明書については、和訳又は英訳を添付すること。	—
国費外国人留学生 証明書	出願の際に、必ず国費外国人留学生証明書を同封すること。 コピーは不可。	—

受験票等 送付用封筒(1通)	長形3号の封筒に郵便番号、住所(日本国内)、氏名を記入の上、速達郵便料金の切手(354円)を貼付し、提出すること。	—
大学連絡用 封筒ラベル(1枚)	本学府所定の書式を使用すること。	—
研究(希望) 計画書	用紙は本学府交付のもの。本学府で行いたい研究の抱負と研究(希望)計画を日本語1,000文字(英語500語)以内で記入して提出すること。	3
業績報告書	修士論文の概要、公表論文その他業績リスト(様式は任意とする)を提出すること。可能な場合は別刷を添付すること。	—
在留カード等*	現在日本国に在住している志願者は、在留カードの両面をコピーして提出すること。 *その他の志願者は、パスポートのコピーを提出すること。	—
履歴書	本学府所定のもの。	4
その他	推薦書があれば添付すること。	—

(2) 提出書類の免除

出願資格(6)、(7)による出願者は、出願資格認定時に提出した書類等の再提出を免除します。

- (3) 志願者の提出した卒業(修了)証明書や成績証明書について第三者による認証証明が必要だと本学が判断した場合には志願者の費用負担で、本学が指定する認証機関において認証に係る審査を受けていただく場合があります。

5. 選抜方法

口述試験、出願書類審査の結果に基づき合格者を決定します。

口述試験は専攻科目、研究業績、研究(希望)計画書等に関して行います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、口述試験をオンラインで実施する場合があります。具体的な試験方法や時間については、出願後ご連絡いたします。

6. 選抜日時及び場所

令和4年11月17日(木)～19日(土)

(各専攻で指示するいずれかの日に実施します。)

日時及び場所は令和4年11月4日(金)に、日本国内住所の本人宛に発送します。

なお、環境情報学府より日本国大使館推薦または大学推薦による「国費外国人留学生の受入内諾」を受けていて、まだ来日していない者については、別途、志望先教員にお知らせします。

7. 合格者発表

令和4年12月7日(水) 10時ごろ

合格者には合格通知書を郵送します。また、本学府のウェブサイトにも合格者受験番号を掲載します。

(<https://www.eis.ynu.ac.jp/category04/index.html>)

なお、電話などによる合否結果の照会には一切応じません。

8. 入学手続

- (1) 入学手続きについては、合格通知書と共に通知いたします。

- (2) 入学金及び授業料は、不要です。

入学手続期間内に手続きを完了しない場合は、入学辞退者として取扱います。

- (3) 学生寮への入居希望者は合格発表より前に申請手続きが必要となる場合があるため、各自において学務・国際戦略部学生支援課ウェブサイトの学生寮のページの入居募集案内を確認し、期間内に手続きを行ってください。(<http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/>)

9. 注意事項

- (1) 試験当日は、必ず受験票を携帯してください。
携帯電話などは試験室に入る前に電源を切ってカバンの中にしまってください。
- (2) 以下の行為は、不正行為となります。不正行為があった場合は、直ちに受験を中止させ、退場の措置を取り、以後の受験を認めません。
 - ①カンニングをすること。また、他の受験者に答えを教える等カンニングの手助けをすること。
 - ②試験時間中に携帯電話等の電子機器類及びイヤホンを使用すること。
- (3) 以下の行為は、不正行為となることがあります。不正行為と認定された場合の取扱いは、上記(2)と同じです。
 - ①試験時間中に、携帯電話等の電子機器類及びイヤホンをカバンの中にしまわず、身に付けていたり手に持っていたりすること。
 - ②試験場、試験室及び控室において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - ③試験場、試験室及び控室において、監督者等の指示に従わないこと。
 - ④その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。
- (4) 本試験に関する変更等が発生した場合は、本学府のウェブサイトで出願者にお知らせします。
- (5) 出願手続後の提出した書類の内容変更は認めません。また、出願書類は返却しません。
- (6) 出願書類の記載事項に記入漏れやその他の不備がある場合は、出願書類は受理しません。
- (7) 出願書類に虚偽の記載があった場合や、試験中の不正行為が判明した場合は、入学後でも入学を取り消すことがあります。また、不正行為の態様によっては、警察に被害届を提出する場合があります。
- (8) 障がい等のある入学志願者の事前相談
心身の障がい等により、受験及び修学の上で配慮を必要とする場合は、出願前までに必ず環境情報学府係へ以下の様式により申し出てください。また、出願後の不慮の事故などで負傷し、受験及び修学の上で配慮が必要になった場合も、その時点で速やかに以下の様式により申し出てください。なお、以下の表から判断ができない場合については、問い合わせてください。

【代表的な例】

区 分	障がいの程度
視覚障がい	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号にかかげる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規則を必要とする程度のもの
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのために配慮を必要とする者

(様式) A4 判縦

令和 年 月 日

横浜国立大学長 殿

ふりがな
氏 名

生年月日

住 所 〒

電話番号

横浜国立大学に入学を志願したいので、下記のとおり事前に相談します。

記

1. 志望する学府・専攻・プログラム
2. 障がい等の種類、程度
3. 受験上配慮を希望する事項・内容
4. 修学上配慮を希望する事項・内容
5. その他

(添付書類) 診断書 (原本又は写) または身体障害者手帳 (写) 、その他参考資料